

返還猶予願(在学猶予)

様式 55 号-2

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の学校に在学しているため、別紙在学証明書等を添えて返還の猶予を願い出ます。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

決定番号	学別	採用年度	番号			フリガナ			
							借用人口印		
						生年月日	年 月 日		
住所	〒 -								
自宅電話	- -			携帯電話	- -				

該当する学校と課程に○を付し、学校名など必要事項を記入してください。

学校	大学	短期大学	大学院	高等学校	高等専門学校	専修学校 (専門課程)	専修学校 (高等課程)	
育英会使用欄	9・19・28	10	11(M)・12(D)	13	14	15	16	
課程	昼間 • 夜間 • 通信制 • 定時制							
在学校名					学部			
					学科			
現在学年	年	修業年限	年	卒業予定年月	年 月			

・返還の猶予期間は、その学校の修業年限(最短修業期間)です。ただし退学したときは、退学時までです。

・転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。

・夜間又は通信制の学校に在学している18歳以上の方は、課税証明書も併せて提出してください。(1年ごとの願い出が必要です。)

※所得状況によっては返還の猶予ができないことがあります。

大阪府育英会 使用欄				

必ず裏面をお読みください。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、
お届けの住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合は
必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。

返還猶予の承認のお知らせについて

- ・返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人（連帯借用人）に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- ・本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ・返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等について

- ・返還は猶予期間が終了した年の10月から始まりますので、同年の6月下旬から7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- ・返還方法は口座振替（自動引き落とし）による月賦返還で、10月から毎月27日が返還期日となります。
(口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)

口座振替の申込みは、以下の2つの方法があります。

インターネットを利用した口座振替の申込み

- ・インターネットを利用した口座振替の申込みは、返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から受付を開始しています。
- ・大阪府育英会のホームページ中段にある「Web口座振替受付サービスのご案内」をクリックし、案内を読まれてから申込みをお済ませください。
- ・返還状況により利用できない場合や、インターネットで申込みができるない金融機関がありますのでご了承ください。

インターネット以外の口座振替の申込み

- ・6月下旬から7月初旬にお送りする「返還開始のお知らせ」に同封している、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で口座振替の申込みをお済ませください。